

新たな制度の活用を

木曽地方事務所林務課長 山口勝也

森林・林業に関する国の制度改革が急速に進んでいますが、皆様の森林の整備に直接影響があるのは主に二点です。

- I ある程度の面積をまとめた森林經營計画区域だけを補助の対象とする。
- II 間伐は搬出間伐だけを補助の対象とする。

このような改革に伴い、これまでのように、小さな面積でも、また、個人で間伐をしても補助金がもらえる、森林組合に頼めばどんなところでも間伐してもらえる、ということは難しくなります。数10ha以上のまとまりで計画を立て、年間5ha以上の搬出を伴う間伐をしなければ補助の対象にならないからです。

森林組合は、こうした新しい制度にスムーズに対応し、地域の森林整備を継続して行つていけるように必死で準備を進めています。組合員の皆様方には、このような状況をご賢察いただき、自ら積極的に地域の森林整備に関わっていただきたいと思います。

自分たちなりに、どのように手入れをし、いつごろ伐採し、その後どうするのかを考えてください。道を作る計画を盛り込んでいただいても結構です。

こうしたことで、ご自分の考えが明確になり、森林組合が行う森林整備につながります。

地方事務所もお手伝いをいたしますので、是非ご一考ください。

果、資源を生かす体制が整わないまま間伐等の森林整備を広く支援してきました。

この結果、林業採算性の低下、脆弱な木材供給体制、所有者の関心の低下、施業集約化の立ち遅れなどが解決されず、林業が低迷することにより施業放棄や無秩序な伐採が進む悪循環が懸念されます。

③改革の方向

国では、このような状況を受け止め、森林林業に関する施策、制度、体制について、持続的森林経営構築のためのビジョン、ルール、ガイドラインの確立のため森林計画制度を確立

- ・実効性の高い施策推進体制の整備

等の抜本的見直しを行い、仕組みづくり、広範な低コスト作業システムの確立、担い手の育成、国産材加工流通体制づくりと木材利用の拡大などを段階的に進めることで目標達成を図るとしています。

④改革の内容

- ・担い手となる林業事業体の育成
- ・国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の整備
- ・フォレスター等の人材の育成

森林・林業再生プラン

木曽地方事務所林務課

これまでの森林・林業施策では、間伐等の施業が思うように進まず、林業採算性の低下や所有者の関心の低下、施業の集約化の立ち遅れなどの課題が中々解決されないという全国的な課題があります。

た。

そこで、林野庁では平成二十一年度から二十二年度にかけて、「森林・林業再生プラン」をまとめ、具体的な施策目標を定めました。これからは、この「森林・林業再生プラン」に基づいた施策改革が進められ、組合員の皆さんご利用できる補助制度なども大きく変化してきます。

そこで、皆様にこの概要をお伝えします。

再生プランの概要

①政策の目標

国の成長戦略においては、「今後十年で本格的な木材利用が可能となる森林」の木材生産と公益的機能の発揮を両立させる森林経営を行なうことで、十年後の木材自給率五〇%以上を目指すとされます。また、公益的機能発揮の目標として、京都議定書の二酸化炭素森林吸収目標一千三〇〇万炭素トンが示されています。

②これまでの森林・林業施策

これまでの施策は、失われた森林の造成に主眼が置かれ、持続的森林経営のビジョンや実行性のある施策、実行体制が不足した結果

制度はこう変わる

森林・林業再生プランに沿った制度は平成二十四年度から本格スタートしますが、改正及び一部施行は既に始まっています。今回は、特に森林所有者に直接関わる制度について記載します。

①森林経営計画

意欲と能力を有する森林所有者等（皆様にとって木曽森林組合でしょうか）が、面的なまとまりを持って作成する実行計画です。面的なまとまりとは、30ha以上の面積とされ、合理的な森林整備を行うための面的な団地です。

基本的には尾根や沢で囲まれた範囲を一団地とします。

後述する補助事業を実施するためには、この計画を作成してあることが必須となります。

この計画を作成するときに注意していただきたいのは、例えば生産森林組合などの団体が大きく森林を所有する場合、その森林だけで計画を作成することは可能ですが、その周囲の個人有林が範囲に入らず、補助金を使った森林整備が出来なくなることです。出来的だけ尾根沢で区切られた所有者がまとまって計画を作成できるよう皆様の協力が必要となってしまいます。

②森林環境保全直接支援事業

昨年度まで皆様に御活用いただいた森林造成事業です。改正がありました。

集約化を推進し、間伐材を搬出し活用する体制を整備するための改正是ありました。